

# まつやま都市ブランドロゴマーク利用の手引き

松山市

みんなで松山の魅力を発信していくため、松山の魅力を表すブランドメッセージ「いい、加減。まつやま」を作成し、さらに一目で感じとれるロゴマークを市民投票で決定しました。

このロゴマークを広くご利用いただくため、この手引きでは利用にあたっての手続き等について説明しています。

## 1 利用できるデザイン



### まつやま都市ブランドロゴマーク

何かひとつがスゴいのではなく、  
いろいろな魅力が絶妙に混ざりあう。  
そんな「いい、加減。」な豊かさを  
松山らしい穏やかさが感じられる  
手書きの円で表しています。

## 2 利用方法

松山の魅力発信につながる印刷物などに使用できます。

(印刷物はポスター、パンフレット、包装紙、名刺、封筒、紙袋などを想定しています。)

## 3 利用目的

ロゴマークは、松山の魅力づくりや全国への情報発信、地域に対する市民の愛着や誇りの向上など、松山のイメージアップに寄与する目的に利用できます。

ただし、次に該当する場合は、利用できません。

- 松山市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
- 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
- ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがある場合
- その他市長が適切でないと認めた場合

## 4 利用手続き

ロゴマークの利用にあたっては、あらかじめ市シティプロモーション推進課へご連絡ください。  
使用内容をお伺いし利用可能と判断した場合は、利用申請書を提出していただきます。  
電子メールの場合は、連絡先・使用内容を記載してください。  
ただし、次のような場合は申請不要です。

- 個人的または家庭など限られた範囲内において利用する場合
- 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に利用する場合

## 5 利用条件

ロゴマークの利用にあたっての条件は、次のとおりです。

遵守事項	① 市が提供する画像データを利用すること ② 「ロゴマーク使用に関するガイドライン」に定められた利用方法に従うこと ③ 意匠法や商標法に基づく新たな権利を設定しないこと
利用料	無料
利用期間	1年以内（1年を超えて利用する場合は再申請が必要）

## 6 利用改善及び利用取消

目的と異なる利用又は遵守事項に反した利用を発見したときは、利用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は利用許諾を取り消します。

## 7 利用にあたっての注意事項

- ・名称及びロゴマークの利用によって生じる問題について、松山市は一切関知しません。
- ・ロゴマークを利用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、利用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

## 8 申請・問合せ先

松山市 総合政策部 シティプロモーション推進課 ロゴマーク担当  
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館5階  
電話：089-948-6707 Fax：089-934-2578  
E-mail：city-promo@city.matsuyama.ehime.jp